

(表面)

米 沢 市 業 務 請 負 請 書

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 業 務 名     |                                      |
| 業 務 の 場 所 |                                      |
| 履 行 期 間   | 年 月 日 から<br>年 月 日 まで                 |
| 契 約 金 額   | ¥<br>( 内 代 金 ¥<br>訳 消費税額及び地方消費税額 ¥ ) |
| 契約金額の支払方法 | 検査完了後支払い                             |
| 仕 様 書 等   | 別添のとおり                               |

上記の請負契約の履行については、米沢市契約規則及び裏面に定める諸条件を守り、契約を約諾する。

上記確認のため、この請書を提出します。

年 月 日

米 沢 市 長 あて

受 注 者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及 び 代 表 者



注意事項 ( ) 書は、消費税及び地方消費税の納税義務者の場合使用すること。

(裏面)

## 記

(総則)

第1条 この条項において、「発注者」とは米沢市を、「受注者」とは受託者をいう。

(変更請書)

第2条 業務内容、履行期限又は業務委託料を変更する必要があるときは、変更請書により行うものとする。

(検査及び引渡)

第3条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了通知書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了通知書を受領したときは、その日から10日以内に成果物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。前項の規定は、この場合も準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果物を発注者に引き渡すものとする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第5条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、契約に別段の定めがあるときのほか、契約保証金は、市に帰属するものとする。

- (1) 故意又は過怠により期限内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の締結後、自己の都合その他正当な事由なくして解約を申し出たとき。
- (3) 契約締結後、その入札に関し不正の行為があったことを発見したとき。
- (4) 無資格者であることが判明したとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（契約者が個人である場合にはその者を、契約者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が米沢市暴力団排除条例（平成24年米沢市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（米沢市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約若しくは再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当するものを下請契約若しくは再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (6) その他契約条項に違反し、又は発注者若しくは関係職員の指揮及び監督に従わないとき。

2 前項の規定によって契約を解除した場合において、契約保証金を免除しているときは、契約金額の100分の10以上の違約金を徴収するものとする。

(契約外の事項)

第6条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。